

時事報

政府の時代に於て中央政府并

ら農税のまにして農民が田地を耕やして例へ心米十俵を收穫すれば其内四俵と年貢として政府に納め残六俵も亦次第に苛くなりて遂には五公五民は割合にあつたる向きも少あからず隨分物論の喧しき問題ありたゞ武家屋敷地等の名稱も廢して一切平等ふ地税の科目に入り又一方には酒税烟草税膏油税印紙税等の新科目と設るゝ就ては地税の方は割合に於て稍や其負擔と輕くして税を課するは獨り耕地のまに止まらず寺社朱印地を離れて政府の手に入るものを税と名づけ其税の割合を舊幕府時代に比して輕重如何と尋ると凡は今日の税は昔よりも多しと云ふざるを得ず日本國は經濟と社會は會計と見て徳川の時代に其一家内の八民と名くる者ダ政府と名くる部分に向て如何ある義務なりしやと尋れば米の收穫三千萬石（徳川時代と今日と米作に大變化もあり五公五民の割合にて千五百萬石の高のなり）の内より五公五民の勘定にて即ち人民の世ど納めさへすれば是れにて人民の役ハ終りしとあり即ち之と今日の金にそそば一石五圓相場にして七千五百萬圓の金を政府に渡せば普濟の勘定なり即ち人民の世界より毎年七千五百萬圓の金を作りて政府の手より渡せば其餘は悉皆人民の懷に残り様々の資本とありて殖産に利用せらるゝ勘定なり左れば今日に於て人民が政府に對する納稅の義務は何程にて適當あらん又何程まで負擔せらるゝ可し即ち人民の貧乏も徳川時代の貧乏より止まるゝ可きな事ども我大日本國の開國以來文明化に進歩して世界の文明諸國と競ひ争ふ勇氣と生亥人民の生活もハ堪えらるものなるが故に今日に於て人民が政府に增加を被は五公五民の割合たる七千五百萬圓の高は既に國稅の名を以て中央政府に納まリ其外に地方に於て地方稅區町村費に名義にて人民より拂出す高は三百二十萬圓に上り之を國稅に合すをば殆ど一億一千萬圓に近き内端に積りて一億五百萬圓とするも今日ハ正に七公三民の割合なると見る可し即ち徳川の時代に千五百萬石の米を政府の筋に納めて之を五公五民と唱へることとなれば今ろは米の代價たる七千五百萬圓と國稅に納めて其外より地方に收納を合せて一億五百萬圓となるが故に七千五百萬圓が五公五民なれば一億五百萬圓ハ七公三民の割合たること明に見る可し五公五民尚且人夫は貧乏たり今はよの割合を變じて七公三民と云ふれり税源こそ異あれども七と三とて割合は轉くものにあらず人民の手と離れて政府の筋に入るものが五の數と想認して七の數に上り五に二を加へたゞ人民の貧乏は一層の難ぶしさを加へざるを得ず人民何の餘力も

在殖産の資本を得べきや無理よ殖産よ從事者て物を作り出そもあれを購買する者とて之ある可らず誠ふ憐む可れ次第なれども左ればとて是を今までよ警發したる文明化を今更ら中止そる譯けにも參らず海陸軍の廢す可らざるゝ申すまでもよく却て之を擴張せざる可らず交通、勸業、教育、警察の事など其筋にて之中々以て熟心あれば今後ます／＼盛大に赴くふとならん官員少なからずと雖ども一人を減するよりは難し其俸給薄からずと雖ども之を削ることは難し即ち文明の時勢の然らえむる所あれば其罪は人在らずして勢ふ在りと云て可あらん扱人間世界の勢ハ人力の得て左右す可きゝあらざれば斯る時勢に居て我々日本人民は如何すべくきや戸外公共の事は免る角も先づ一身一家の謀ふる肝要なれ我輩敢て政治の思想あしと云ふにあらず時として獨り沈思すれば妙案奇策湧くが如しと雖ども詰り一個人の空想たるゝ過ぎざれば政治の是非あと漫語しく可惜日月を費やすよりも國事は擧げて政府の人に打ち任せ是とも非とも言はずとて早く一身懃謀を爲さんと欲する者あれば追々鄙見を陳べて教を乞ふ所の先にある可し